⑶　電子入札で参加する場合は、下記に掲げる条件を満たしている者であること。

①　一般財団法人日本建設情報総合センターと一般財団法人港湾空港建設技術サービスセンターが共同開発をした電子入札コアシステム対応認証局に対応しているＩＣカードを取得し、かつ、有効期限内であり、適正にシステムにログインできること。

②　電子入札システムに利用者登録をしていること。

⑷　会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、一般競争（指名競争）参加資格の再審査に係る再認定を受けていること。

⑸　経常ＪＶ及び事業協同組合又は特定ＪＶとして確認申請書等を提出した場合、その構成員は、単体又は他の特定ＪＶの構成員として確認申請書等を提出することはできない。

⑹　機構における一般競争（指名競争）参加資格業者のうち土木一式工事の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（客観点数）が、1,250点以上であること（⑷再審査に係る認定を受けた者にあっては、再審査に係る認定の際に、客観点数が1,250点以上であること。）。

⑺　入札説明書に記載する条件を満たす施工実績を有すること。

⑻　入札説明書に記載する条件を満たす主任技術者又は監理技術者（以下「配置予定技術者」という。）を契約締結の翌日から本工事に専任として配置できること。また、特定ＪＶによる申請の場合は、構成員毎に配置予定技術者を専任として配置できること。

⑼　本工事は、特例監理技術者の配置を認めない。

⑽　単体、経常ＪＶ、事業共同組合及び特定ＪＶの代表者及び代表者以外の構成員は、確認申請書等の提出期限から開札の時までの期間に、機構から「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（以下「指名停止措置要領」という。）」に基づき吉野川水系関連区域において指名停止を受けている期間中でないこと。ただし、指名停止措置要領別表第１の措置要件に該当することによる指名停止については、本工事への参加を認めることがある。この場合、当該指名停止の期間に応じて技術点を減点する。

⑾　特定ＪＶを結成して確認申請書等を提出した者の構成員の一部が指名停止措置を受けたことにより、残余の構成員が新たな特定ＪＶを結成して特定ＪＶの認定及び一般競争参加資格の確認申請を行う場合及び残余の構成員が単独で一般競争参加資格の確認申請を行う場合は、令和５年１月13日（金）までに特定ＪＶの認定及び一般競争参加資格確認申請を行っていること。ただし、いずれの場合においても一度提出した技術提案書の内容を変えることはできない。また、５⑺に示す開札日までに特定ＪＶとしての認定及び競争参加資格の確認が終了せず、競争に参加できないことがある。

⑿　提出された技術提案（施工計画を含む）（以下「技術提案」という。）に関する提案内容が、発注者の設定している設計図書の内容及び入札説明書の別紙３（制約条件）を満たしていること。

⒀　機構が発注した工事のうち、令和２年１月１日から令和３年12月31日までの２年間に元請けとして完成・引渡された工事の実績がある場合においては、当該工種「土木一式工事」に係る工事成績評定表の評定点の年平均が２年連続で65点未満でないこと。

⒁　本工事に係る設計業務等の受注者（受注者が設計共同体である場合においては、当該設計共同体の各構成員を言う。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⒂　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。

⒃　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、機構発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

３　総合評価落札方式に関する事項

本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事であり、以下の方法により落札者を決定する。

⑴　評価項目　評価項目は次に示すとおりとする。

①　コンクリートの品質確保に関する提案

②　堤体削孔の精度向上と振動低減に関する提案

③　周辺環境に配慮した施工方法に関する提案

⑵　技術点の付与　評価項目に対する評価基準、評価点及び技術点の配分は入札説明書のとおりとする。

⑶　指名停止措置の状況　２⑽に該当することによる指名停止について、本工事への競争参加を認める場合は、当該指名停止の期間１ヶ月当たり８点として、対象となる指名停止期間を合算し、技術点を減点する。

特定ＪＶによる場合は、構成員毎に受けた指名停止措置の期間を合算し、技術点を減点する。

なお、指名停止期間がひと月に満たない場合は、指名停止期間を当該対象月の暦日数で除した数値（小数点以下第２位を四捨五入）で月数を算定する。また、指名停止措置による技術点の減点は、確認申請書等の提出期限から開札時までの間に指名停止措置を受けていた、あるいは受けた場合に対象となる。

⑷　総合評価の方法　総合評価落札方式の評価は、価格点と技術点及び施工体制評価点を合計した評価値（以下「評価値」という。）による。

なお、価格点と技術点及び施工体制評価点の算定は入札説明書のとおりとする。

⑸　技術提案の方法　技術提案は、設計図書及び入札説明書に基づき作成するものとする。

⑹　技術提案の採否　技術提案の採否については、技術提案書の審査結果を踏まえ、令和５年２月１日（水）までに書面により通知する。

技術提案採否通知書において、採用とされた提案については、当該技術提案をもって入札を行い、不採用とされた提案については、標準案をもって入札することを条件とし、これに違反した入札は無効とする。

⑺　技術提案の履行の確保

①　採用された技術提案の内容については、契約後に履行状況について確認を行う。

②　受注者の責めにより、入札時の技術提案（技術点を得た提案に限る。）の履行がなされなかった場合は、履行できなかった内容に対して、契約金額の一部について返還を求める。

請求金額の算定は以下のとおりとする。

請求金額＝当初の請負代金額×（当初の評価値－再計算後の評価値）／100

ここで、再計算後の評価値とは、実際に履行できた技術提案に基づき再計算した評価値である。

工事成績評定点の減点は以下のとおりとし、最大15点とする。

・「コンクリートの品質確保に関する提案」について最大５点

・「堤体削孔の精度向上と振動低減に関する提案」について最大５点

・「周辺環境に配慮した施工方法に関する提案」について最大５点

さらに、次回以降の総合評価落札方式による工事の企業の技術力の評価においても評価を減じる措置を行うことがある。

４　契約後ＶＥに関する事項（優遇措置）

本工事において契約後にＶＥ提案を行った者に対しては、その達成の程度により、機構が本工事の竣工後に行う総合評価落札方式による工事の企業の技術力の評価において優遇する。

優遇される期間は、本工事が竣工した年度の翌年度から４年間とする。

５　入札手続き等

⑴　契約担当窓口　〒330―6008 埼玉県さいたま市中央区新都心11番地２（ランド・アクシス・タワー内）独立行政法人水資源機構技術管理室契約企画課　藤木　電話048―600―6534（直通）

本件に関する問い合わせは、「行政機関の休日に関する法律」（昭和63年法律91号）第１条に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く毎日９時30分から16時00分まで（12時00分から13時00分までを除く。）とする。

ＦＡＸ048―600―6588

電子メールアドレス

nyukei_honsya@water.go.jp